

飛驒幕領における休山策と元伐生産の変容

——明和期を中心に——

高橋伸拓

はじめに

- 一 代官大原彦四郎赴任以前の元伐生産
 - (一) 宝暦期の元伐生産
 - (二) 代官布施弥市郎在任期の元伐生産
 - 二 代官大原彦四郎の飛驒の生業調査
 - (一) 明和三、四年の元伐生産の調査
 - (二) 明和五年の生業調査
 - 三 休山策の発令と元伐生産の変容
- おわりに

はじめに

飛驒国は、御用木の大量生産によって木材資源の枯渇が進み、享保、延享期に、国内での普請用材の確保、御用木の確保、元伐稼村の生業保障という点を理念に植林政策が発令された^①。ただ、木の生成には多くの時間を

飛驒幕領における休山策と元伐生産の変容

要するため木材資源の増強は容易には進められない状況にあった。そのようなかで、代官大原彦四郎(在任期間・明和三年(一七六六)正月—天明元年(一七八一)二月、安永六年(一七七七)—飛驒郡代)の在任期に、元伐生産を中止にする休山策が発令されたのである。明和八年の休山策は、それまで御用木の生産を行い続けた飛驒国においては転機となった政策といえる。では、明和八年の休山策が先行研究において、いかに評価されてきたのかを確認し、本稿での課題を具体的に提示したい。

菱村正文氏は、明和八年の休山および納税改悪・新役賦課によって、明和騒動は発生したとし、^②『岐阜県史』は、同様にこの時期に休山が行われたことについてふれている。^③次に、原昭午氏は、明和騒動の発端は、大原彦四郎の安石代廃止、元伐稼中止、新役金賦課などの新政策実施にあり、^④それらは、飛驒において慣行化していた幕府のいわば救恤的政策の放棄を意味し、新たな収奪強化の開始をつけるものであったとする。

そして、田上一生氏は、元伐休山に至るまでの経過とそこから大原騒動へと展開する過程を検討されている。^⑤田上氏の所論をまとめると以下のよ

うになる。大原騒動の大部分の素因は、元伐稼村に対する休山決定にあり、山方元伐村は、益田郡大古井村伝十郎らの犠牲者と引きかえに、四八カ村に三四〇〇石の買請米が許され、しかも代金一年延納の特典をかちえたとする。そして、安永二年の安永騒動では、江戸表に出た農民代表は、再檢地による年貢高増反対と元伐再開のため駕籠訴に及んだという。これらの事件を経て南方元伐が再開されたのは、同七年五月であった。田上氏は、村側からみた休山の評価をされており、先の研究と同じく、明和騒動の要因を休山に求められている。ただし、それまでの研究とは違い、休山に至るまでの経緯を檢討されている点で意義はあるが、やはりその根底では、農民の生活を困窮にする政策であったという評価をされている。

このような研究状況のなかで、太田尚宏氏は、飛驒国で元伐生産によって大量の御用木が生産され、宝曆期に地元の人である御樽木方地役人の生産調整の限界が生じていた点を明らかにし、上記の点をふまえて、明和八年の休山策の見直しを行う必要性を指摘される。

これまでの研究では、休山策が飛驒において慣行化していた幕府の救恤的政策の放棄を意味し、新たな収奪強化の開始をつげるものであったという評価をし、それが明和騒動の原因になったという消極的評価がなされてきたといえる。しかし、なぜこの時期に休山が実施されたのかという点を考慮する必要がある。明和騒動の要因になったという問題だけに収斂せず、いかなる目的のもとに、休山策が発令されたのかを、発令までの過程および発令後の状況までを見据えて評価しなければならぬ。

そこで、本稿では、明和八年の休山策が発令されるまでの過程および休山後の状況について検討し、当該期の政策の再評価を試みたい。結論を先に述べると、代官大原彦四郎は、前任者の布施弥市郎の政策を継承し、飛

驒国における生業の調査、新たな産業の模索をし、元伐生産のみに依存しない産業構造の転換に取り組んだのであった。本稿では、この過程を具体的に検証することとなる。この作業は、従来、階級闘争史的視点から苛斂誅求と評価されてきた大原彦四郎の政策の再評価にもつながるものである。

一 代官大原彦四郎赴任以前の元伐生産

本節では、代官大原彦四郎が赴任する以前の元伐生産の状況を検討する。

(一) 宝曆期の元伐生産

ここでは、休山策が発令される前提となる宝曆期の元伐生産の状況を、太田尚宏氏の成果に基づき、行論に關係する範囲内で概観する。

飛驒国における元伐生産は、幕府御用材の確保という面に加え、地元山方に対する「御救山」的な性格を強く有していた。したがって、幕府勘定所でも、当初は採算面をあまり重視せずに、享保一二年(一七二七)以降は年間七五〇〇両を基本とする定式元伐を許可してきたという。飛驒国での元伐生産は当初、南方山で行われていたが、御用木の大量生産によって資源が減少していき、北方白川山でも元伐生産が行われるようになった。そして、宝曆二年(一七五二)、高山役所は、尽山化が顕著となった北方西部の白川山に代わって、北方東部の高原山における元伐を開始した。

しかし宝曆期ごろになると、飛驒国の山々における森林資源の枯渇が進み、幕府が必要とする太角などの御用材をとることができなくなり、細角や雑角・板子・樽木といった小規模な木品が元伐稼の中心となっていた。

これにより幕府における御用材の需給バランスがくずれ、これ以上必要としない榑木などの本品が毎年納入されるといった状況となったため、勘定所では元伐稼における生産調整を図る方針を打ち出したという。

これらの背景には、不用品品の納入防止と江戸における在庫調整という勘定所の思惑があったとする。これにより高山役所では、江戸の勘定所における生産調整の意向と元伐の継続による地元山方の生業の維持との両面を同時に満たす方法で、毎年行われる元伐伺にのぞまなくてはならなかったとし、その調整を行ったのが御榑木方地役人であったが、地役人の調整機能もこの段階で限界に到達したとされる。

（二）代官布施弥市郎在任期の元伐生産

こうしたなかで、布施弥市郎^⑧は宝暦一一年七月に飛騨代官に就任した。

本項では、大原彦四郎の前任者である代官布施弥市郎の在任期における元伐生産の状況について検討する。

明和二年になると、勘定所と高山役所の間で、飛騨の元伐生産についての様々な調整が行われるようになった。明和二年正月一日、江戸役所から高山役所に南北方で伐り出す本品について細部にわたって指示がなされている^⑨。

その内容をまとめると、①南北共に檜の太角の増産を行うこと、②榑角の増産を行うこと。北方は、榑角の元伐賃が高値の奥山の分があり、明和元年から元伐を増やしたので、口山の方を増やし、奥山の分は減らすこと。材木で奥山・口山の別はないが、これは村々が勝手に申し立てていることなので吟味すること。また奥山の値段が口山より高値であるので、引き

下げの吟味をすること、③北方では唐檜角の値段が高値であるので減産をすること、④北方では姫子角の値段について奥山の分は減産すること、⑤桂角木数・元伐賃ともに減らすこと、⑥南北共に板子値段が材木と割りあうと高値であるので、減産の吟味をし、北方は榑板子、唐檜板子、姫子板子木の高を減らすこと、⑦南方では栗・樅・杉角の木数を減らすこと、⑧南方では榑板子の木数を減らすこと、⑨明和二年から新規の本伐場所である小鳥村山内・保村山内の材木・板子の分は元伐賃が高値のため中止すること、⑩南北共に材木は太角を多くし、小角は少なくすること、⑪惣元伐賃金は明和元年の伺高より減らすこと、となる。

この史料には、作成者の記載はないが、勘定所からの指示であったものと思われる。細角が増え、太角が減る傾向にあったことから、勘定所は細角を減らし、太角の増産を指示していた。また、奥山では元伐賃が高値のため口山での伐採奨励、元伐賃が高値であるため新規の元伐場所是不認可、本品ごとでの生産量の指示、全体の元伐賃の減額、といった御林山の資源の状況や元伐稼村々のことを考慮しない指示をしていたことがうかがえる。勘定所の意向としては、本品は檜などの良材かつ太角を多く生産して、元伐賃が安くすむ口山での元伐を望んでいたことがわかる。新たに元伐場所を選定しても、元伐賃の関係から、容易には勘定所も認めず、宝暦期よりも厳しい状況にあったといえる。

これに対して、同年三月七日、榑木方・山廻り方役人が白川郷中村々での檜・黒部白木類についての「存寄」を作成し、提出している^⑩。その要点をまとめると、白川山内では、檜類は伐り尽くし、さらに諸白木をことごとく伐り出したため、白木になるものもなくなった。しかし、宝暦一三年まで稼ぎを行ってきたので、中止になつては難儀になる。白川山内の内尾

上郷谷筋、右の白川郷谷筋、地獄谷筋の三か所は御用に立つ木品が揃っている場所であるので、今後、諸白木類、檜類は中止し、黒部は吟味の上、願いの通りに仰せ付けてほしいとする。

そして、四月一日には、勘定所から次のような仰せ渡しがなされた。

〔史料1〕¹¹⁾

被仰渡候趣書付写

飛州元伐樽木近年替り相成候由、先年相廻り候樽木之内上中下三段
手本樽木御材木藏ニ茂有之候得者、右引合候木品可相納処近年一鉢木
細ニ相成候由相聞候、既ニ去年御藏へ乗入候内七百丁程と拮木有之候
由右手本ニ引合候ハ、納難成筈ニ者無之処、刳木多有之上者細木ニ相成
候段相違無之儀ニ相聞候、右手本樽木ニ不引合細木を先年割合定直
段を以相渡候筋ハ有之間敷如何之事ニ候

一樽木木途廻シ寸棒甲乙之儀ハ前々より定法有之、元伐賃高下も有之事
ニ候ハ、其段御勘定所へ茂申立細木元伐吟味之上相止メ可申筋ニ可
有之処、其儀茂無之前々定法之寸棒廻シニ候得者差支候筋ハ無之処、
寸棒廻段合ニ応シ夫々細木ニ相成候儀と相聞如何之事ニ候、右之趣
早々答書可差出候

四月十一日

この仰せ渡しにおいて勘定所は、①飛驒の樽木が近年、全て細木になっ
ている点、②樽木の寸棒廻りが細木になっている点について、回答を求め
ている。このことを、布施弥市郎の手代小林石八から高山役所へ伝えられ、
高山役所は次のように回答している。¹²⁾

すなわち、①宝暦一二年の元伐吟味の時に、山方村々へ申し渡したのは、
北方山の樽木は、年々伐り出した跡山であるので、木取りも劣ってくるた

め、元伐賃三分通り、樽木平均一丁につき永一文二分引き下げさせている。
その後、吟味したところ、北方山は檜・榎の木立ちが少なく、近年は榎・
唐檜・姫子・桂などの材木板子を願い出て、伐り出している程である。よ
って、樽木に取り立てる木品は払底になるため、奥山へ入り込んで木を確
保している。そのため、人夫は多くかかるが、高値の太木は少なく、細木
勝ちになることを申し立てるので、細木勝ちでは御用に間に合わないため
吟味をし、今年は二分五厘引、平均一丁につき永九分四厘減らすつもりで
ある。

②宝暦三年から同六年まで代官柴村藤右衛門支配の時は、九万丁より六
万丁ほどずつ伐り出し、それ以後、代官上倉彦左衛門支配の時まで五万丁
より三万四、五千丁ほどずつ伐り出していた。しかし、年々太木が少なく
なったので、すでに宝暦一二年は二万五千丁、宝暦一三年は一万二千丁、
明和元年から当年は漸く五千丁ずつ伐り出すつもりで吟味をしている。細
木の分は除き、太木第一に取り立てるように吟味をする。

今後は、細木を省き、太木第一に元伐を申し付けるように願い出ると解
答している。本史料は、作成・宛所は記されていないが、代官布施弥市郎
から勘定所へ提出されたものと思われる。しかし、この後も引き続き勘定
所から様々な質問がなされ、明和二年五月には、まず細樽木に対する回答
を求められ、さらに地役人の勤方についても「御尋」があった。¹³⁾

〔史料2〕¹⁴⁾

飛州元伐稼致候百式拾八ヶ村御年貢辻と元伐賃・川下海上運賃其外入
用と差引候処、過分之本伐入用相懸候処、差而御用ニも無之樽木・材
木為伐出候事無之筋ニ付、留山ニも被仰付候、弥留山ニ成候迎も差支
有之間敷事

一元伐稼三ヶ年又ハ五ヶ年為相休、右体候年者右百式拾八ヶ村之御年
貢引方ニ勤弁も有之候ハ、弥以取統難儀筋者有之間敷事

右両様之内相考、早々存寄可被申聞候

西七月

右の史料は、明和二年七月の勘定所からの達書である。ここで、勘定所は①元伐に過分の入用がかかっているにもかかわらず、御用にならない木を伐り出すことはないので、留山とするのはどうか。②元伐稼を三か年または五か年休ませ、元伐稼一二八か村は年貢の引き方をすれば相続ができるか、という点について「存寄」の提出を求めている。またこの史料からは、明和二年の段階ですでに休山が計画されていたことがうかがい知ることがができる。これに対する江戸役所の考えは、次の通りである。

〔史料3〕

一 此度之被仰渡甚六ヶ敷御儀と奉存候、元伐相止候而ハ元伐村々及潰候段ハ兼而相知候義、然共御取ケ引方御勤弁ニ而村々相続可仕哉、御存寄被仰上方ニ付、御不取計之様ニも御察当有之、御役筋ニも障り可申哉ニも被存、甚安心難成義と奉存候、得と御考、御存寄品々被仰上候様仕度奉存候、尤当酉年元伐之儀ハ先達而御下知相濟候ニ付、米辰元伐方休山ニ可被仰付義と相聞申候

右の史料によると、勘定所からの達書の内容を実施するのは、難しいといし、よく考えて「存寄」を提出するようにとする。そして、「米辰」つまり、明和九年(安永元年)から休山が実施される予定である点が示唆されている。このように、勘定所からの執拗な問い合わせに対応したが、現場の役人の生産調整も限界に達していたのである。

そして、代官布施弥市郎は、元伐生産を生業としていた村の調査に乗り

飛驒幕領における休山策と元伐生産の変容

出した。明和二年八月、北方・南方で元伐稼・川下稼に携わっていた二八か村の物成についての調査を行っている⁽¹⁶⁾。この時の調査では、「北方山稼仕候村々」(八五か村)、「北方・南方山稼仕候村々」(九か村)、「南方山稼仕候村々」(二六か村)、「南方山稼并南川下稼仕候村々」(六か村)ごとに、各村の村高、本途見取・六尺・伝馬・口米、御蔵前入用・小物成・白木運上・口永が調べられている。飛驒三郡での割合としては、益田郡が八〇か村、吉城郡二七か村、大野郡二一か村で、益田郡に山稼ぎを生業とした村が多く存在した。代官布施によるこの調査は、この後、代官大原彦四郎が行う政策の前提となるものであり、大原はこの施策を引き継いだのであった。

以上、大原赴任以前の宝暦末から明和初年の元伐生産の状況を検討してきた。宝暦期になると、勘定所は御用材の生産調整を図るようになってきた。それは、宝暦末から明和初年にかけてより顕著になり、明和二年には、勘定所は細角の減産および太角の増産、奥山では元伐賃が高値になるので口山での伐採奨励、新規の元伐場所は元伐賃が高値であるため不認可、木品ごとでの生産量の指示、全体の元伐賃の減額、といった御林山の資源の状況や元伐稼村々のことを考慮しない指示をしていたことがうかがえる。また、新たに元伐場所を選定しても、元伐賃の関係から、容易には勘定所も認めず、宝暦期よりも厳しい状況にあったのである。

二 代官大原彦四郎の飛驒の生業調査

かかる状況のなかで、大原彦四郎は飛驒代官に就任したのであった。本節では、代官大原着任後から明和八年の休山策発令に至るまでの過程を具

体的に検討する。前述したように、代官布施弥市郎は、元伐生産の継続が大変難しい状況のなかで、元伐稼・川下稼村々の調査を開始し、代官大原は、この政策を継承し、実情の把握を進めたのである。

(一) 明和三、四年の元伐生産の調査

ここで改めて大原彦四郎の経歴について確認しておこう。大原彦四郎正は、享保九年(七二四)二月二七日に家督を相続して、表火番から御徒目付に転任し、延享元年(一七四四)八月一日に勘定となった。同三年八月二五日に評定所留役となり、宝暦四年(一七五四)九月一六日から大坂藏奉行(この後に姓を高田から大原に改称)、同八年(一七五八)二月二日、勘定組頭となった。そして、明和三年(一七六六)正月一八日に飛驒代官に着任し、高山役所へ赴任した¹⁷⁾。大原は、主に勘定所系の役職を歴任した人物であった。

さて、代官大原が着任した明和三年には、飛驒の元伐生産の現状について調査結果がまとめられている。まず、同年八月に、南北元伐稼村々の村高・人別・家数・五か年の稼金高をまとめた「仕出帳」が作成されている¹⁸⁾。

そして、明和三年一〇月、樽木方地役人が代官大原彦四郎の手代妹尾嘉四郎に阿多野郷・小坂郷四八か村の実情調査を報告している¹⁹⁾。これによると、南北での元伐村数は一二八か村あり、特に阿多野郷・小坂郷四八か村は山稼ぎから離れると相続できないとする。そして、残りの八〇か村の内、南方付の村はその年によって好みの木品に応じて稼ぎをし、北方の稼村は、上記四八か村が元伐稼を仰せ付けられている由緒によって稼ぎをし、たとえ一兩年休山を仰せ付けられ、特に手当てがなくても相続はできる。

よって、もし休山になれば、阿多野・小坂四八か村は、山稼ぎがなくては相続できない者がいる。また、上記四八か村の内にも、山稼ぎに携わらず

に耕作または日雇稼などで、これまで相続している者もあると聞いているとする。

同史料には続けて、各組ごとの現状、対応方法が記されている。それをまとめたものが「表一」になる。調査対象となったのは、上ヶ洞組、中之宿組、秋神組、上切組、中切組、下切組、小坂口組、小坂奥組となる。このなかで、特に小坂奥組は山入りの村で地所が悪く、山稼ぎを離れると相続できない村柄であり、山稼ぎへの依存度は高かった。その他の村では、山稼ぎへの依存度はそれほど高くはなく、農業やその他生業によって生活を営んでいる村もあった。そして、元伐賃金の割合および南北での元伐賃金の割合が記されているが、益田郡の阿多野・小坂四八か村が特に、元伐賃金を多く受け取っており、当時は北方での元伐生産量が多かったことがうかがえる。

以上のように、代官大原は着任後、地役人を通じて、積極的に元伐稼・川下稼村々の実情を把握し、休山による村々への影響について調査を行っていたのである。加えて、明和三年一月には、「山内有木木数惣寄」を勘定所へ提出し、飛驒「御林山」の実情について報告している²⁰⁾。

明和四年には、木品によって休山となることが示唆されており、休山への準備が進められ、一方で同年一二月二七日、勘定所が新規で赤松と梶角の取り増しを許可し、これまでに伐採されてこなかった樹種の伐り出しを行うことで、元伐生産の継続が企図されており、元伐生産の継続方法についても模索されていたのである。

〔表1〕 明和3年の元伐稼村々の実情

組名	村数	柚株	門屋・水呑・分ヶ家	山稼ぎの依存度
上ヶ洞組	6	133人	・柚株所持せず。 ・山方日雇稼又は外稼により、 渡世している者もいる。	・山稼ぎならびに手当が なくても相続可能。
中之宿組	6	177人	・上ヶ洞組と同。	・元伐稼は甲乙なく行き 届いている。
秋神組	7	260人半	・中之宿組と同。	・中之宿組と同。
上切組	8	181人		・元伐稼金少分、往古よ り農業により生活して いるか。
中切組	5	126人		・上切組と同。
下切組	5	なし		・中之宿組の世話で元伐 に携わっている。
小坂口組	7	148人	・門屋・水呑株の者が多いた め、家数人別が多い。	・柚株を当時は所持せず、 農業ならびに蚕飼など の稼ぎで相続している 者がいる。
小坂奥組	4	?	・小坂口組と同。	・山入りの村で地所が悪 く、山稼ぎを離れると 相続できない村柄であ る。
元伐金高金 4398両3分 永116文5分				
組合・村別内訳				
48か村 金2861両 永50文5分7厘				
高原郷村々 金588両2分				
河内郷・久々野郷・川上郷20か村・六厩村并大廻り分 246両1分				
北方・南方内訳				
北方 金3695両3分 永50文5分7厘				
南方 金703両 永65文9分3厘				

出典：明和3年「飛騨国阿多野郷・小坂郷四八ヶ村元伐稼仕来書上」(岐阜県編集・発行「岐阜県史 史料編近世6」、1969年収録)より作成

(二) 明和五年の生業調査

それでは次に、明和五年に行われた飛騨の生業調査について検討する。明和五年、大原彦四郎が地役人に対して、飛騨の実情について九つの問い合わせをし、その報告を指示している²⁸⁾。長文であるが、以下に引用する。

〔史料4〕

覚

飛州之儀者一躰御林ニ候得者聊之山方稼も役所江申立家木又者白木稼運所運上木等申付来り候事ニ候、然処先ニ年と違ひ当時ハ当国山中宜敷木品ハ多分伐尽シ候之様ニ相成り就中檜、槻類払底ニ而只今ニも御注文も有之候時ハ檜類ハ決而出来兼可申候、左候而ハ一國御林之名目薄ク相聞江いか、ニ候、尤布施弥市郎当表支配之節も檜之儀堅ク差留メ白木稼等ニ願候逆聞濟不申出、自分連も同様ニ候檜之儀ハ此節よりも猶又差留候ハ、畢竟御用木宜キ木品伐出し候様ニも往々ハ可相成候間、山廻り役当年ハ檜立有之分苗木成木ニ不限相改、此場所ニ候ハケ様ニ候と申儀出役等日数相懸り候とも不苦候故、格別ニ心を配山廻り役とくと吞込其場所々ニ村附字附いたし可差出候、勿論樽木役山廻り役評儀之上可申聞事

一 御用木并白木稼等ニ而山統之巢鷹有之場所も当時ハ木数まばらニ相成り候様ニも有之候哉、前々之通りニ巢鷹も無之若差支ニも可相成哉、右場所之儀も山廻り役より可書出候、当国より出候巢鷹ハ外々国々より相廻り候よりハ宜敷趣兼而江戸表にては御沙汰有之儀ニ候へハ、随分巢鷹数も相増江戸表持下り有之様致度ものニ候、此儀鳥屋源次郎等へも出精数多く見出候様可申聞事ニも候得とも、先ツ木立茂り先ニ候之通りニも立直り候様心懸ケ右之否可申聞事

一 他国出并國中私之諸白木稼之儀ハ根本末木を以て伐出候段相願故障之儀も無之候へハ稼申付来り候、定法ニ有之候得共三尺以上之根本末木多ク又ハ是迄数年可伐出道利ニも有之間敷哉、実々根本末木朽腐候類を以て定法之白木に取立候得ハ運上も進ミ甚以御益ニも候間、随分相稼候様はハ白木方ニ而出精心を配り為相稼候手段可然候、万一願通りハ根本末木も申立候而立木等ニ而可取立筋ハ無之候哉、其刻逸々其場所ニ而吟味附居見届候儀ニも無之候得者、丈夫ニハ難申と申程之推察ニも當り候間当年よりハ別而山廻り方ニ而相糺其訳可申聞候、ケ様申達向後運上無謂減シ候時ハ全立木を以相稼候条無紛事と相聞候間、其節之時宜ニ随ひ可取計候、此段とくと呑込可申聞事

但何村之山内にて伐出候長尺もの類ハいつれ之差支も無之木品ニ候間、是ハ只今まで之通り伐出セ可然候ハ、其段認分ケ、又何村々山内ニ而相稼候長何尺之白木稼ハ向後何尺ニ而相稼何尺以上ハ相止可然旨候間、存寄り又山廻り役より可申聞事

一 前書何村々ニ而何尺以上之白木稼差留メ候而ハ運上大積り何程も相減シ可申哉、其稼筋ニより村方難義之筋ニも可相成哉、是等之儀ハ白木役よりとくと可申聞事

但前々ハ天井板類并白木類之稼方ニ申買人有之、今以引統近頃ハ人数も殖候様ニ相聞へ候、前々ハ誰々何人有之何年以前誰支配之節より誰々相知り、又其内ニ何年以前誰々中買不致放シ候段相認、尤何々之品ハ他国出又候國中私何年以前より仕候段、其品書訳當時中買人之名前も與ニ相認白木役、山廻り役より銘々書記右ニ付存寄も有之候ハ、相認別段ニ書出可申事

一 都而是迄之仕来改替候〇儀町在難儀之筋ニも無之、全之御益筋と相決候儀ハとくと吟味之上其段江戸表江相伺御下知之上可申渡事ニ候間、其勝手ノニなつ之先ニ候ハ此儀願之通り申付、近頃誰支配之節より聞請不申と申様成規矩ニはつれ候心取も可有之哉、是迄之支配ニ而宜キと心付不聞請願筋を當時自分聞請願人申保ニ諸事申付候様ニ相聞候而ハ、全我意を以先ニ支配之仕来り無謂仕直シ己之請を專ニ可取計もの趣意ニも相ふれいか、ニ候間、決而右躰之儀聞請不申事ニ候、併格別之儀ニ而是迄之仕齋直シ可然筋ニ候ハ、具ニ遂吟味是又江戸表伺之上ならては難極候間、改替御益筋ニも可成と心付候義ハ可申聞事

一 新田畑等開発いたし宜キ地所有之候ハ、可申聞候、併地所宜相見候連も若本田畑養之秣場杯之差支之儀難計候得者、何村々ニ有之段右之無質着可書出候、実々開発いたし候而秣水掛等之差支有之本田畑之障ニも成り候ハ、追而評儀之上御益筋ニ片付可申候間、心付候儀ハいつれ之組ニ而も可申聞事

一 植物之内土地相応之品植付置候ハ、御益筋と申程ニハ無之候とも往々村方助成ニもと存付候儀ハ是又孰之組ニ而も可申聞候、兼而植物類奉行衆より御沙汰茂有之ニ付、先達而右之儀も懸り申渡候得共、右ニ不拘心附候儀ハ可申聞事

一是迄取立候口役連上之外ニも猶又口役連上相増候手段又ハ諸口縮り方
并道筋より方等之儀も口留役ハ主役之儀勿論ニ候へ共外組ニ而も心付
候儀ハ無遠慮可申聞事

一金銀銅鉛山等之儀ニ付候而も御益ニも可成と心附候義ハ掛り役ハ不及
申いつれ之組ニ而も可申聞事

右之趣頭書を以心付候儀申聞候間、其外各心付候儀も可有之ニ付諸事
御奉公筋ハ無遠慮申聞、尤前々夫々役懸り相分り有之候得共、地役
人者一同之事ニ候得ハ相互ニ申合御益不洩様心懸ケ可申聞候、若存寄
り之品申出候而も同役之内一決不致義も有之候ハ、一分立候而も可申
聞候、右ハ品ニより江戸表へも申立置度候間、各相助合委敷相認可申
聞候、如斯申達候迎も右ヶ條之内いか、と存候事ハ聊無遠慮可被申聞
候以上

子二月

その内容は、①山廻り役による檜の立木(苗木・成木)改め、②東鷹山の
立木の現状、③白木稼の現状(根木・末木だけでなく、立木での取り立ては行
っていないか。どこの山で伐り出し、どのくらい長さの木で稼いでいるか)、

④白木稼の現状(何尺以上の白木稼を止めると、運上がどの程度減るか。その
稼ぎ筋によっては村方難儀のこともあるか)、⑤先例の改めによる町在への影
響、⑥新田畑の開発と地所の選定(株場などの差し支えがないか)、⑦土地相
応の植物の植え付け(御益はなくても、村方の助成にはなるか)、⑧口留番所
で徴収している口役連上の加増、⑨金銀銅鉛山などの「御益」、となる。

大原は、全体的に「御益」を第一として、質問をしているが、村方の難
儀になることはさけて、村方への助成についても配慮しているのである。
このように、代官大原が「御益」を第一として質問している背景には、

飛騨幕領における休山策と元伐生産の変容

村々の新たな生業を模索している大原の意図がうかがえる。

この質問に対して、明和五年八月に、御樽木方二〇人が回答している。⁽²⁾
回答箇所を示すと、次のようになる。

〔史料5〕

① 此段南方槻物ハ先年伐出、太木ハ払底ニ御座候、北方ニハ槻物有之候
得共、雑木立山ニ入交り有之候ニ付、字訳難仕御座候、檜類之儀者南
北共二年々伐出、当時一向払底ニ而御座候得共、檜小木・苗木ハ夥敷
有之、際限無御座候、依之山廻り役評儀之上、左ニ奉申上候

北方附

一字三拾四ヶ所

白川郷村々

是者拾六ヶ年以前酉年迄、北方御用木伐出候跡山ニ而、檜小木・苗木
多分御座候ニ付、右之内字式拾六ヶ所ハ、布施弥市郎様御支配之節、
白木稼御差留メニ相成候、残り八ヶ所之分ハ、此後白木稼相願候共御
差留被下、以来御留山ニ被仰付、往々御好之御用木等被仰付候節、伐
出候様仕度奉存候、字付之義ハ山廻り方書上候ニ付書載不申候

南方附

一字拾七ヶ所

阿多野郷
小坂郷 村々

是者三拾年已来北方山ニ而御元伐稼被仰付候ニ付、右村附山之義ハ杣
入不仕候ニ付段々成木仕候、右拾七ヶ所之義ハ、檜・ひば・樺苗木至
而木立宜候之間、此後北方山稼相止、南方地附山江立戻り、定式御元
伐稼被仰付候共、山場所広キ村々ニ候得ハ、定式稼差支無御座候間、
右拾七ヶ所之分ハ定式稼共ニ御差留御圍山ニ被仰付、畢竟御注文木等
被仰出候砌、御用之御間ニ合候様仕度奉存候、字附之儀是又山廻り役
方書上候ニ付、書載不申候

(中略)

② 此段樽木方役ニ而ハ御巢鷹山場所不奉存候間、山廻り役より書上可申と奉存候

(中略)

③ 此段前々々根木・末木を以白木取立候積相願米り候得共、近年高原山御元伐、柚入込候節、檜・黒部等ニも間イ込ミと申候而、立木之俣差置、斧ニ而式三寸或ハ四五寸切込、木疋之善悪を試候由ニ而、疵木多分有之角板○子ニ取立候内ニも、寸間改之節、見当り申候義救多御座候左候得ハ、立木ニハ差綺不申候と申義、丈夫ニハ難申上奉存候、且又実々根木・末木朽腐り候類を以取立候場所ハ、有米候通り被仰付候様仕度奉存候、白木ニ取立候木、丈長短之義ハ樽木方役ニ而ハ、委細不奉存候間、此義ハ白木役・山廻り役々書上可申と奉存候

(中略)

④ 此段樽木方役ニ而者不奉存候ニ付、御答不申上候

(中略)

⑤ 此段当御支配ニ相成、規矩ニはづれ候と申義、決而及承不申候、若是迄も仕癩相直シ、御益筋ニも可相成と心付候義も有之候ハ、追而可申上候当時心付候品皆而無御座候

(中略)

⑥ 此段田畑開発可仕地所見当り不申候、此後心付候義も御座候ハ、申上候様可仕候

(中略)

⑦ 此段桑・楮・漆等之植物類、前々々植付来り候、猶又当御支配ニ相成、右植物懸り被仰付候、右之外、当時植物類心付候品無御座候、若此後

心付候儀も御座候ハ、申上候様可仕候

(中略)

⑧ 此段御口役御運上相増候品、井諸口御り方、井道筋御縮り方之義、是迄有来り候外、当時心付候儀無御座候、若此後存奇之義も御座候ハ、可申上候

(中略)

⑨ 此段先年ハ所々ニ而金・銀・銅・鉛共ニ多分掘出シ候処、近年中絶仕候得共、元来盛り候跡山ニ候得ハ、猶又出盛り候御時節ニも相向ひ可申哉と奉存候、此後御益筋ニも可相成哉と心付候義御座候ハ、申上候様可仕候

便宜上、先の質間に対応する回答について番号を付してある。その要点は以下の通りである。

① 檜類は、南北ともに年々伐り出し、檜の小木・苗木はおびただしくある。北方付の白川郷村々の字三四か所は、御留山にして、御好みの御用木などを仰せ付けられた時に、伐り出すようにしたい。そして、南方付の阿多野郷・小坂郷村々の字一七か所は、三〇年来、北方山で元伐稼を仰せ付けられたので、右村付きの山は柚入をしておらず、成木になっている。右一七か所は、檜・ひば・榎の苗木が至って木立がよいので、以後北方の山稼を中止し、南方の地付山へ立ち戻る。そして、定式の元伐稼を仰せ付けられても山場所が広い村々であり、定式稼は差し支えないので、右一七か所の方は定式稼ともに中止し、御留山に仰せ付けられ、注文木などを仰せ出された時に、御用に間に合うようにしたいと考えている。

② 樽木方では、御巢鷹山の場所がわからないため、山廻役から報告する。
③ 以前から根木・末木で、白木を取り立ててきたが、近年の高原山での元

伐では、檜・黒部などでも「間い込み」と言って、立木のまま斧で二、三寸あるいは四、五寸切り込み、木性の善悪を試し、これを角板子に取り立てていた。これからも根木・末木・朽ち腐ったものについては、取り立てを仰せ付けてもらいたい。白木に取り立てている木の長短は、白木役・山廻り役から報告する。④樽木方ではわからないので、返答できない。

⑤大原の支配になり、規則にはずれているということはない。もし、これまで直し、御益になることがあれば、追って申し上げる。⑥田畑を開発する地所が見当たらない。以後気付いたことがあれば、申し上げる。⑦桑・楮・漆などの植物類を以前より植え付けている。また、大原の支配になり、植物懸りを仰せ付けられている。このほかに、当時、植物類で気になる品はない。以後、気付いたことがあれば、申し上げる。⑧口役運上を増している品ならびに諸口締り方、ならびに道筋締り方は、特に気になる点はない。もし、今後存寄のこともあれば申し上げる。⑨先年は、所々で金・銀・銅・鉛ともに多分に掘り出していたが、近年は中断している。今後、御益のこともあると思われるので、気付いた点があれば、申し上げるようにする。

この答書は、明和五年八月二二日に組限りで持参し、手代小林右八へ提出されている。樽木方では、返答できない箇所が多くあり、返答に窮しており、その多くは今後の課題となっている。以上のように、明和五年には、飛驒の生業に関する調査が行われ、元伐稼以外の新たな生業確保が模索されてきたといえる。

さて、その後も南北方で、元伐生産は実施され、明和六年に北方では榎・赤松・唐檜・黒部・姫子の角平物・板子が四九九八本、南方では榎・榎・姫子・樅・松の板子が二四七枚、檜・榎・栗・姫子・樅・松の板子が

三三六一本生産されていた。²⁵⁾

こうしたなかで、明和七年には、飛驒の南北惣代が江戸表へ歎願を行っている。²⁶⁾正月二四日、明和七年の南北元伐について、明和六年の冬に木品および金高をうかがっていたところ、木品は御好みがあり、御伺帳面に、ことごとく付紙をされて、江戸表から申してきたので、金高が格別に減ることとなった。そのため、南北惣代が江戸表へ行き、歎願申し上げたい旨を、小坂口組豊蔵、秋神平右衛門、中之宿賤右衛門、上ヶ洞組定七、丸屋平八の計五人が願い出たのである。そして、明和八年正月二二日には、山方惣代が村々早損のため臨時稼を願い出たものが許可されている。²⁷⁾

休山策が発令される直前の明和六年から同八年の元伐生産の動向をみると、明和七・八年には、山方惣代が江戸へ歎願に出向くなど村側も行動するようになっていた。こうして、代官大原は、休山の実施が止むを得ない状況のなかで、元伐稼・川下稼村々の実情把握、新たな生業確保の模索をし、休山策発令に向けて準備を進めたのである。

三 休山策の発令と元伐生産の変容

そして、明和八年(二七七)一〇月に休山策が発令されることとなった。本節では、休山策の内容および元伐生産がいかに変容したのについて検討を行いたい。

明和八年一〇月一六日に、飛驒の状況をふまえて、勘定奉行川井久敬・同石谷清昌から大原彦四郎に休山の印状が渡された。²⁸⁾

(史料6)

休山一件御印状之写

其地御林之儀、年来切出候ニ付、近年ハ木品も不宜、其上外ニ御林伐出候ニ見合候てハ、御入用も多分ニ相掛り候間、御年貢引方等之勘弁を以被相伺候之様、先達て申渡候処、元伐村々百式拾八ヶ村にて高七千石ならては無之、且田方ハ少ク、如も山方故右准シ、御取箇も少分ニ有之、其上高不相応之多人数にて、何れも山稼を専ニ致し候ニ付、御年貢引方等勘弁にてハ難取統、然共御手当米金にても有之候ハ、休山之儀可致出来旨被申聞候得共、御手当之儀ハ難相成事ニ付、外ニ休山之任方も可有之哉、致勘弁可被相伺候段申渡置候処、其以後取計之伺も無之候、依之、御林元伐之様子等相糺、山方村々百式拾八ヶ村と申立候得共、元伐相稼候村々ハ、四拾八ヶ村ならてハ無之、相残ル八拾ヶ村ハ、元伐不相稼、右四拾八ヶ村之者共も、当時ハ北方山之立越相稼、柚・木挽等之人足ハ、前々より山稼致馴候もの、信州木曾辺より多分相雇元伐いたし候由、左候得ハ休山ニ相成候てハ難儀之段申立候、尤四拾八ヶ村ニ限り候趣ニ相聞候、此度御儉約之被仰出も有之候ニ付、休山之取計方評議之上左ニ相達候

一 飛州之儀、山中嶮岨之土地にて、米之津出難成故を以、前々より皆金納ニ仕来候、然共国中限之取計にて、右之内米納之分ハ、同国高山町・古川町之市売米、其外地役人扶持米、井山方元伐賃之三分二米渡ニ相成候分ハ、濃州八幡町・苗木町・信州福島町・越中富山町・飛州高山町、五ヶ所平均相場を以、右代取立金納ニ致米候、然ル処、飛州之儀ハ、一國不相応ニ人数多候之由、右之故ニ哉、一体米之地相場高直之由ニ候、此度休山ニ相成候得ハ、三分二米渡相止ミ候ニ付、右之分石代にて取立可申処、休山之内も元伐有之節之通、村々より米納ニ為致、山方四拾八ヶ村え、五ヶ所平均相場を以爲買受、代金上納之積

り取計候ハ、五ヶ所平均相場より地相場高直ニ付、右相場違之處、四拾八ヶ村のもの共、手当ニ相成候ニ付、難儀無之、随分休山可相成事ニ相聞候間、右之趣得と勘弁有之、是迄御勘定所之被差出候米相場書等ニ不拘、休山之積り取計、早々彼可申越候、右休山取計之儀相調候得ハ、格別御不益も相省、誠ニ一廉之御奉公ニも相成候間、得と被致勘弁、随分出精有之、手代・地役人等えも能々申含為取計、村々之もの共えも誤合を得と申渡、休山之積取調委細可申越候、其外白木稼運上物等、可相増儀有之候ハ、是又相糺可被申聞候、以上

(明和八年)

十月十六日

(勅定奉行川井久敬)
川次郎兵衛(印)
石備後守(印)

大原彦四郎殿

要点をまとめると、以下のようなになる。

① 飛驒の御林は、毎年木を切り出しているので、近年は木品もよくない。元伐村々二八か村は田方が少なく、山稼ぎを専一にしているので、年貢の引き方だけでは生計を立てるのが難しい。

② 山方村々二八か村とはいっても、元伐稼村は四八か村しかなく、残りの八〇か村は元伐で稼いでいない。四八か村の者も当時は北方山へ行つて稼ぎをし、柚・木挽などの人足は前々から山稼ぎをして馴れている者で、信州木曾あたりから多く雇つて元伐している。そのため、休山になって難儀のことを申し立てるのは、四八か村に限られる。

③ 飛驒は、山中嶮岨の土地で、米の津出をしがたいので、以前から皆金納にしている。しかし、国中限りの取り計らいで、この内米納の分は高山

町・古川町の市売米、地役人の扶持米で、山方元伐賃の三分二米渡しになる分は美濃八幡町・苗木町、信州福島町、越中富山町、飛驒高山町の平均相場をもって、金納にしている。

④飛驒は、一國で不相応に人数が多いので、米の相場が高い。今回、休山になれば、三分二米渡しが中止になるので、石代で取り立てることになるが、休山の内も元伐を行っていた時の通りに、村々より米納にさせる。そして、山方四八か村へ五か所平均相場をもって買い受けさせ、五か所平均相場より地相場は高値であるので、四八か村の者は手当てになり、難儀ではなくなる。

勘定奉行川井久敬・同石谷清昌は、近年、飛驒の木品がよくない点と、元伐稼を実際に行っているのは、四八か村のみであるという点をふまえて、休山を命じたのである。ただし、山方四八か村には、差額による手当の支給などの救済を行うことを言及している。

そして、一〇月二九日に樽木方・白木方・山廻り方・口留方全ての地役人が広間に集められ、元伐の休山が伝えられ、一月六日に村々へと伝えられた。²⁹こうして、飛驒国で休山が初めて実施されたのであった。

ここで当該期における幕府の林野行政について確認しておきたい。大原に休山を指示した勘定奉行石谷清昌は、宝暦九年(一七五九)から安永八年(二七七九)まで勘定奉行、宝暦一二年から明和七年までは長崎奉行を兼帯して務め、田沼政権下において殖産興業政策に取り組んだ人物である。³⁰石谷は、宝暦・安永期に北遠地方や信州伊那山などの諸國御料で、挿木による植林事業を実施するなど、幕府の林野行政を主導的に担い、育林政策を志向・推進していた。飛驒国での休山策は、石谷による育林政策の一環として行われたものと位置付けられるだろう。

さて、休山策発令後の明和八年一二月にいわゆる明和騒動が起こり、³¹明和九年以降も阿多野郷・小坂郷への臨時元伐が許可され、これら村々では元伐は行われた。この休山は、安永七年まで実施され、その後は南方のみに稼場所が限定された。この間、休山令でも示唆されていたが、山方への救済策として安永元年に山方買請米制が開始され、益田郡山方四八か村に七五九五俵、中山筋・馬瀬川筋に九〇五俵の合計八五〇〇俵が支給された。山方買請米は、米を安石代で配給を受け、それを地相場で売ってその差益により利益を得るものであった。³²

その後も、益田郡阿多野郷・小坂郷、吉城郡高原郷の村々は、元伐稼に携わっていたが、飛驒郡代飯塚常之丞の在任時の寛政四年(一七九二)に再休山となり、同八年(一七九六)まで休山が実施された。寛政九年には再開されたが、元伐金高二〇〇両と大幅に縮小され、元伐稼村もさらに減らされ、益田郡山方二五か村に限定された。³³こうして、二度の休山を経て、元伐生産は縮小されていき、地域における生業のあり様は変容することとなったのである。

おわりに

以上、明和八年の休山策が発令されるまでの過程を検討し、休山策の意義について再検討を試みた。最後に本稿で明らかにした点を整理し、休山後の動向について展望を行い、結びとしたい。

享保・延享期の飛驒では、植林政策によって木材資源の増強による林業の維持が実施されたが、木の成長には長い年月が必要であり、また定式元伐は続けられ、勘定所が要した「太木」の確保が困難な状況になっていっ

た。この状況は、宝暦期ごろからあらわれ、宝暦末年から明和初年にはその状況が顕著となった。そして、勘定所側は、早くも明和二年には休山の実施を示唆し始め、その実施に備えて、代官布施弥市郎は、南北方で元伐・川下稼を行っていた一・二八か村の物成調査などを行ったのである。

こうした状況のなかで、大原彦四郎は飛驒代官として着任したのであった。大原は、前任者布施の施策を引き継ぎ、元伐稼村々の生業調査を行い、一方で新たな産業の確保を検討したのである。明和八年に休山策が発令されたが、代官大原は救恤策を放棄したのではなく、元伐生産だけに依存しない飛驒の生業のあり方を模索したのであった。また、当該期は、勘定奉行石谷清昌が諸国御料で、挿木による植林事業を実施した時期であった。幕府が育林政策を実施するなかで、飛驒国での休山策は発令されたのである。飛驒国での休山策は、石谷による育林政策の一環として行われたものと位置付けられるだろう。

では、大原は、休山後いかなる産業の改変を行ったのか。詳細な検討は、後日に期したいが、ここでは安永二年（一七七三）閏三月から同四年四月に実施されたいわゆる安永検地に若干ふれておきたい。安永検地は、安永騒動が起こった最も大きな要因とされてきたものである。この検地は、飛驒三郡全体で実施され、安永二年閏三月一日、勘定水谷祖右衛門・同滝又右衛門、普請役の内藤浅次郎らが高山に到着し、同一八日に花里村で検地が開始されている。³⁵同年四月・五月には、検地実施にあたって、代官大原と検地役人の間で、検地仕法の調整が行われ、³⁶飛驒三郡全体での検地が進められた。

そして、検地の結果、新開・切添・見取焼畑の高入、本田畑の様改増、畑田成、屋敷成などの石盛直増がなされ、検地は同四年四月に完了し、飛

驒一国の総石高は四万四千余石が、五万五六八四石八斗九合となり、約二割五分の増加となった。³⁶各村の検地帳の最後に、石谷清昌が署名・捺印しており、この検地は石谷が主導して行ったものであったことがわかる。³⁷この間、安永騒動が起こり、老中松平右近将監武元への駕籠訴などが行われた。³⁸

ただ、騒動は起こったが、この検地は飛驒における農業生産の増強を行った点に意義があったといえる。先にとりあげた休山策の印状でふれているように、飛驒で生産された米は津出しなかった。そのため、年貢として納められても、飛驒で生産された米は国内で消費されることから、農業生産の増強によって、多くの村がある程度生計を立てることが可能になったものと考えられる。史料の分析を欠いているため、これ以上の言及はさけるが、高山陣屋文書には、安永検地に関する史料が多数残されており、³⁹騒動後に著された『夢物語』といった史料だけではなく、これらの史料を用いて当該期に行われた検地も含め、大原彦四郎在任期の政策の意義を再検討する必要があるだろう。

従来、大原彦四郎在任期に飛驒で行われた政策休山策・安永検地などは、それに百姓が反発して騒動を起こしていることから、階級闘争史的視点から、苛斂誅求なものとして評価されてきた。しかし、大原彦四郎の着任後の動向を丹念に追ってみると、山稼ぎの見直しを行い、百姓から収奪をするためではなく、むしろ、新たな生業確保のために苦心している様子が確認された。このように、代官大原の政策は、それまでの生業維持だけではなく、生業確保という新たな政策方針を導入したものであった。

ところで、元伐生産は、休山策が発令された後も臨時稼が行われ、安永七年には正式に再開されたが、寛政四年に飛驒郡代飯塚常之丞が再休山を

し、寛政九年に再開された。この再開の時には、元伐金高が二〇〇兩と大幅に縮小され、元伐稼村も益田郡山方二五か村に限定された。休山策が発令された期間は、元伐生産に依存しない産業構造の変容が図られた時期であったのである。

註

- (1) 拙稿「飛騨幕領における木材資源の枯渇と植林政策―享保と延享期を中心に―」〔徳川林政史研究所研究紀要〕四三号、二〇〇九年。
- (2) 菱村正文「大原騒動の研究」〔飛騨郷土学会、一九六四年〕。
- (3) 岐阜県編集・発行「岐阜県史 通史編近世上」(一九六八年)一五六頁。
- (4) 原昭午「大原騒動の要因と構造」(佐々木潤之介編「村方騒動と世直し」)下、青木書店、一九七三年。
- (5) 田上二生「岐阜県林業史(飛騨国編)」(岐阜県山林協会、一九八四年)。
- (6) 太田尚宏「飛騨国山林地域における元伐生産と御樽木方地役人―宝暦期を中心―」〔徳川林政史研究所研究紀要〕三七号、二〇〇三年。
- (7) 前掲註(6)太田論文。
- (8) 布施は、信濃国御影陣屋の代官を経て、高山陣屋の代官に就任した。その後、明和二年二月に關東の代官となった(西沢淳男編「江戸幕府代官履歴辞典」岩田書院、二〇〇一年)。
- (9) 明和二年「御用留(御樽木方)」〔高山陣屋文書一・〇一―一九七、岐阜県歴史資料館所蔵〕。
- (10) 同右史料。
- (11) 同右史料。
- (12) 同右史料。
- (13) 同右史料。
- (14) 同右史料。
- (15) 同右史料。
- (16) 明和二年八月「飛州南方北方百式拾八ヶ村御物成村限仕訳帳」〔高山陣屋文書一・一七―一六、岐阜県歴史資料館所蔵〕。

飛騨幕領における休山策と元伐生産の変容

書一・一七―一六、岐阜県歴史資料館所蔵)。

- (17) 「新訂寛政重修諸家譜」一九(統群書類従完成会、一九六六年)三三七頁。
- (18) 明和三年八月「飛州南北元伐村々高人別家数并午より戌迄五ヶ年稼金高仕出帳」〔高山陣屋文書一・二四―一六九、岐阜県歴史資料館所蔵、岐阜県編集・発行「岐阜県史 史料編近世六」、一九六九年収録、五〇七―一五頁〕。
- (19) 明和三年一〇月「飛騨国阿多野郷・小坂郷四八ヶ村元伐稼仕来書上」〔高山陣屋文書一・二四―一七〇、岐阜県歴史資料館所蔵、前掲註(18)「岐阜県史 史料編近世六」五二―一五頁〕。
- (20) 「山内有木木数惣寄」〔高山陣屋文書一・二四―一七一、岐阜県歴史資料館所蔵〕。
- (21) 明和四年「御用留(樽木方)」〔高山陣屋文書一・〇一―一九八、岐阜県歴史資料館所蔵〕。
- (22) 明和五年「御用留(樽木方)」〔高山陣屋文書一・〇一―一九九、岐阜県歴史資料館所蔵〕。
- (23) 同右史料、前掲註(5)田上二生「岐阜県林業史(飛騨国編)」収録、四四四―八頁。
- (24) 前掲註(23)と同。
- (25) 明和六年二月「飛州北方南方丑年元伐御材木改惣寄帳(御樽木控)」〔高山陣屋文書一・二四―一七七、岐阜県歴史資料館所蔵〕。
- (26) 明和七年「寅日記(御樽木方)」〔高山陣屋文書一・〇一―一五、岐阜県歴史資料館所蔵〕正月二四日条。
- (27) 明和八年「亥日記(御樽木方)」〔高山陣屋文書一・〇一―一六、岐阜県歴史資料館所蔵〕正月二日条。
- (28) 「休山一件御印状之写」〔前掲註(5)田上二生「岐阜県林業史(飛騨国編)」収録使用〕。
- (29) 前掲註(27)明和八年「亥日記(御樽木方)」一〇月二九日・十一月六日条。
- (30) 田原昇「長崎奉行兼帯勘定奉行石谷清昌による差木事業―信州伊那山を事例に―」〔徳川林政史研究所研究紀要〕三九号、二〇〇五年〕。
- (31) 前掲註(3)「岐阜県史 通史編近世上」第一章第二節「飛騨における農

民騒動、一一五六―七頁、前掲註(5)田上一生『岐阜県林業史(飛驒国編)』八八頁。

(32) 前掲註(5)田上一生『岐阜県林業史(飛驒国編)』七八頁。

(33) 前掲註(5)田上一生『岐阜県林業史(飛驒国編)』八九―九〇頁。

(34) 前掲註(3)『岐阜県史 通史編近世上』第八章第二節「飛驒における検地」七四六頁。

(35) 前掲註(3)『岐阜県史 通史編近世上』第八章第二節「飛驒における検地」七四三―七四六頁、安永三年「地改之儀ニ付評議書」(高山陣屋文書一・一〇―一六、岐阜県歴史資料館所蔵)、岐阜県編集・発行『岐阜県史 史料編近世二』、一九六五年収録、四五―五六頁。

(36) 前掲註(3)『岐阜県史 通史編近世上』第九章第三節「飛驒の幕府直轄領の貢租」八七―八八頁。

(37) 「大野郡白川郷大窪村新田検地帳」(前掲註(35)『岐阜県史 史料編近世二』収録、大野郡白川村役場所蔵)、「吉城郡吉城郷柏原村新田検地帳」(同上書)収録、大野郡丹生川村相原区(区有所蔵)、「益田郡阿多野郷野麥村新田検地帳」(同上書)収録、大野郡高根村役場所蔵。

(38) 前掲註(3)『岐阜県史 通史編近世上』第二章第二節「飛驒における農民騒動」一一六一―七六頁。

(39) 安永二年「地改ニ付見取畑焼畑書上」(益田・岩崎)〔高山陣屋文書一・一〇―一、岐阜県歴史資料館所蔵〕、安永二年「地改之儀村方内改願」(益田・無数原・岩崎)〔同上二・一〇―一二、同館所蔵〕、安永三年「御料所山内焼畑御高入請書」(大野・白川郷照連寺領村々)〔同上二・一〇―三二、同館所蔵〕、安永三年「三郡村々高入見取新見取仕出帳」〔同上二・一〇―三六、同館所蔵〕、安永三年「益田郡村々畑屋敷田成畑屋敷成位訳仕出帳」〔同上二・一〇―三七、同館所蔵〕、安永三年「地改ニ付増高反別任訳一村限帳」〔同上二・一〇―三八―四九、同館所蔵〕、安永三年「飛驒国村々御増高反別寄帳」〔同上二・一〇―六五、同館所蔵〕、安永五年「地改帳違有之村々書抜」〔同上二・一〇―六七、同館所蔵〕、安永四年「三郡村々未畑田成免直一村限仕出帳」〔同上二・一三―一、同館所蔵〕など検地に関する史料が多数残されており、いかに検地が行われたのか、また村単位で検地の結果を検討することができる。

〔付記〕

高山陣屋文書の閲覧にあたって、岐阜県歴史資料館の方にお世話になりました。末筆ながら、記して御礼を申し上げます。